

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月23日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530071

研究課題名（和文） 訴訟告知制度と参加責任

研究課題名（英文） Notice of Civil Ligation and Burden to Participate.

研究代表者

坂田 宏（SAKATA HIROSHI）

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40215637

研究成果の概要（和文）：訴訟告知による参加的効力の要件論における「補助参加の利益」について、訴訟物限定型（限定型）の再評価を行い、訴訟物非限定型（非限定型）のもつ問題点を浮き彫りにすることによって、訴訟告知制度の再構築に向けて、補助参加には2つのものがあり（実体的基準＋訴訟法的基準）、そのうち実体的基準で認められる場合についてのみ参加的効力を認めるべきであるとの示唆を得た。

研究成果の概要（英文）：Results of this study are (1) reevaluation of the substantial criterion, which is called “limitation model of necessity to subsidiary participation”, (2) analysis of the problem on the procedural criterion, which is called “non-limitation model”, and (3) the suggestion that the participative effect shall be decided by the substantial criterion, in spite of that dual subsidiary participations on the substantial and procedural criteria are possible.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	300,000	90,000	390,000
2011年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：訴訟告知、補助参加、参加的効力、既判力の主観的拡張、参加責任

1. 研究開始当初の背景

日本の民事訴訟法における訴訟告知（民訴法53条）は、理論的に見て必ずしも見解の一致を見ない制度である。実務では、当事者が第三者との間で後に生ずる紛争を予防する目的のもと、裁判の効力を及ぼすための制度という色彩をもつ（告知者のための訴訟告知）。理論的には、判決効の正統化根拠として手続保障を最重要視する近時の多数説から、第三者には補助参加の利益（民訴法42

条）に加え、手続保障に相応しい要件を立てて考える状況が生じている（被告知者側のための訴訟告知）。しかし、これにより告知者のための訴訟告知という側面が実際に機能する場面が大きく限定されてしまっている。また、理論的な側面として、訴訟告知の効力を参加的効力（民事訴訟法53条4項、46条）として理解するのが判例・通説であるが、理論的には未だ十分に解明されていない点も多い。そもそも通説は参加的効力という特殊

な効力を説明するだけで終わっており、民事訴訟法において最も重要な判決の効力である既判力に還元しうる可能性を看過しているものと言うことができよう。

2. 研究の目的

そこで本研究は、告知者のための訴訟告知という本来の制度趣旨を基盤として、参加的効力を既判力の特殊形態、具体的には、当事者間の訴訟物（訴訟上の請求）の有無について生じる既判力の付随的効力である遮断効（失権効）と位置づけ、このような既判力による遮断効が、特定の争点について共同戦線を張るべき告知者・被告者間に限定して、主観的に拡張されるという理論的な再構築を目指すものである。最終的な目標は、従来の判決効論の中で「参加的効力」として特殊なものとして位置づけられていた民事訴訟法 46 条の問題を、判決効論の主役たる既判力との関係でこれを捉え、既判力による遮断効と結びつけて理解することを主眼とした解釈論を打ち立て、このような訴訟告知の制度理解をもとにして、要件論、すなわち補助参加の利益を抜本的に問い直すことである。

3. 研究の方法

本研究の目的を達するため、多数の文献を閲読・咀嚼したうえで、精緻な理論を法解釈において展開・構築するという従来の法律解釈学が採る方法を用い、上記のような訴訟告知を巡る諸問題を整理するための資料を集めつつ、先行研究においてなされてきた議論の主眼点を探った。その際、平成 19 年度科研費（基盤研究 (C) ; 19530064)「民事執行における詐害行為取消権の適用問題」の研究成果として世に問うた坂田宏「訴訟告知の効力に関する一断章」青山善充先生古稀祝賀論文集『民事手続法学の新たな地平（有斐閣、2009 年 4 月刊行）を一里塚として、訴訟告知の基礎的知見を得るところから始めた。

図書資料については、日本の民事訴訟法に関する図書で主に既判力を論じるもの、及び、日本の民事訴訟法の母報告であるドイツ、さらにはローマ法にした。

インタビューについては、日本民事訴訟法学会大会や法科大学院協会総会の機会に民事訴訟法研究者に時間を割いていただく形で、情報を収集した。また、神戸大学大学院法学研究科教授・八田卓也教授を招いて研究会を行い、専門的知識の提供を受けたほか、本学の菱田雄郷准教授及び内海博俊准教授による活発な議論により、当事者引き込みという視点からの議論について多くの示唆を得た。多数当事者紛争における当事者引き込み制度という視点から訴訟告知の要件論を考えるという斬新な知見を得ることになった。さらに、東北大学法科大学院に所属する

信濃孝一教授（裁判官教員）との質疑応答により、以下の研究成果をまとめることができた。

なお、最新の文献として、菱田准教授による「口頭弁論終結後の承継人に対する既判力の作用」（法学 74 巻 6 号（2011 年 1 月）170 頁は、既判力の主観的拡張の議論において、両当事者以外の第三者に既判力が及ぶことの意味について有意義な検討があり、訴訟告知による参加的効力を理解するうえで重要な示唆を得ることができた。

4. 研究成果

(1) 参加的効力の法的性質

参加的効力については、通説・判例ともに、裁判のもつ特殊な効力であると把握している。その理解の直接的動機は、既判力と異なり、参加的効力の作用面において、作用元の判決の主文ではなく、判決理由中の判断が作用先の判決の判決理由中の判断に及ぶと考えられていると思われる。そして、これを支える実質的根拠として、被参加当事者と補助参加人との間における敗訴判決の共同負担を提示する。

しかしながら、この点は以下のように法律構成をすることで、既判力以外の特別な効力として説明する必要はないものとする。すなわち、相手方当事者と被参加当事者との間で訴訟係属する訴訟に、自らの補助参加の利益をもって補助参加する権利を有する第三者（補助参加人）がいわばフリーライドすることを認める代わりに、補助参加人が被参加当事者と同一の歩調で訴訟追行したにもかかわらず被参加当事者が敗訴判決を受けたときは、その既判力は被参加人と補助参加人との関係に限って主観的に拡張し、あたかも補助参加人が被参加当事者であったかのように、補助参加人は、相手方と被参加当事者との間における訴訟物の存否を争うことができず、また、既判力による遮断効によって法律要件についても遮断されることになる。簡潔に言えば、補助参加人を被参加当事者の立場に置くことにより、判決理由中の判断について遮断効により後訴での補助参加人からの主張を遮断することが目的であると捉え直す必要がある。

もちろん、これは、旧来の既判力説のように、参加的効力の特殊性を否定する趣旨ではない。相手方当事者と補助参加人が新たに訴訟を提起して争うことができるのは、補助参加人が準当事者とは言え、本来的には当事者ではなく、訴訟追行について被参加人当事者のコントロールを受けるいわば従たる当事者にすぎず、相手方との関係で自らの権利義務関係を争うべき者と言うことができないからである。また、被参加人敗訴の場合においては、實際上、補助参加人との間に対立関

係はなく、とくに被参加当事者を保護する必要がないからである。

このような特殊性はある者ものの、参加的効力の作用に注目するならば、前訴の判決理由中の判断が後訴に及ぶがごとき通説の説明は無用であり、判決効の主観的拡張の一特殊事例として考えた上で、既判力による遮断効というツールを用いて説明するほうがより合理的である。

(2) 参加的効力の要件—補助参加の利益

実際に補助参加があった場合の参加的効力の要件と訴訟告知を受けただけで補助参加が行われなかった場合の要件を同じものとするかどうかが問題である。たしかに、補助参加をしなかった場合に、46条各号の除外事由が適用されることはなく、訴訟告知に基づく参加的効力の要件を加重したものと考えるほうが合理的であるかも知れない。まずは、要件論の中核を占める「補助参加の利益」から考察してみることにする。

そもそも補助参加の利益は、当事者（被参加当事者+相手方当事者）が異議を述べたときに初めて問題となる（44条1項）。その意味では、補助参加の利益は、当事者の反対の意向にもかかわらず参加することができる権利としての補助参加を表しているものと言える（なお、実務の実際を言えば、両当事者の異議が出ないために、通常は補助参加人と認められない者が補助参加人を名乗って訴訟に関与している場合が少なくない。）。「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」であるかどうかを判断する際に、具体的にどのようなツールを使うかについて、2つの説が対立する。1つは旧来の通説であり、また、現在の判例でもある「訴訟物限定説」（以下「限定説」という。）、もう1つは、近時の通説とも言うべき多数説である「訴訟物非限定説」（以下「非限定説」という。）である。

限定説は「訴訟の結果」を訴訟物と解し、訴訟物に関する判断が第三者の法律関係につき利害を及ぼすときに補助参加の利益を肯定する。これに対して非限定説は、訴訟物の判断が第三者の法律関係に利害を及ぼす場合とは、結局のところ既判力が及ぶ場面でしかありえず、無意味だと批判する。そして、伊藤眞（「補助参加の利益再考」民事訴訟雑誌41号）は、要件の組換えを試み、前訴判決（作用元）の理由中の判断、すなわち法律要件の判断が、後訴における第三者の法的な利害に影響を与える場合に補助参加の利益を肯定する。この考え方が学説の多数説に及んでいるものと考えられる。

しかし、非限定説のツールを用いた場合、補助参加が問題となる場面で肯定されるケースはかなり多くなるものと予想される。そ

して、訴訟告知による参加的効力が発生する場合もこれに比例して格段に増加するものと思われるが、これは問題である。まず、実際に補助参加をした場合と比べて、手続保障の観点から言えば、「訴訟告知を受けた者が参加しなかった場合」（53条4項）には被告告知者に不利な効力を認める場合により加重した要件でなければならないはずである。上述したように、むしろ、除外事由（46条各号）の適用については、訴訟告知の参加的効力のほうが被告告知者につきより軽減されたものと見える。

そこで、近時の通説（多数説）は、訴訟告知による参加的効力の要件につき、①告知者が被告告知者に対し求償権・賠償権を主張する場合か、②被告告知者が告知者につき訴訟に参加して協力すべき関係にある場合か、いずれかを加える傾向がある。ただ、①は、条文上の根拠がなく、説得力に乏しいため、②を中心に議論が進められるべきではあるが、結局のところ、当該訴訟に参加すべき関係にあるから参加的効力が及ぼされるという論理に至るものであり、他人の訴訟に参加する権利としての補助参加の利益と全く異なる要件を加えることとなり、落ち着きが悪い。しかも、そのような協力関係を訴訟上のものとして捉えるならば、告知者に有利な証拠を持ち合わせるべきものが、實際上そのような証拠を有せず、結果として協力ができずに不参加をしたときに参加的効力が発生すべきであるが、原告・相手方当事者が契約の相手方として訴えた被告が、契約の相手方は第三者であると主張したことに伴い、原告が訴訟告知をした第三者（被告告知者）が、原告との関係で訴訟上協力をする具体的な証拠を持ち合わせていない場合に、結果として53条4項の適用ができないのではないかという問題点が浮き彫りとなってくる（択一的関係に関する最高裁平成14年1月22日判決（裁判集民事205号93頁）の事例。坂田宏「訴訟告知の効力に関する一断章」167頁以下参照）。

(3) 限定説の再評価

上述した信濃教授との質疑応答において、裁判実務の感覚というものに触れることができた。たとえば、近時の教科書の説明によれば、参加的効力が生ずるのは、保証人が被告の事件で主債務者が補助参加する場合においては作用元の判決の根拠となった主債務の存在であり、また、真の所有者から土地の返還請求を受けた被告（買主）の訴訟に買主が補助参加をする場合においては、作用元の判決の根拠となった原告の所有権である。これは、そもそも、非限定説の影響を受けた説明であった。限定説では、訴訟物である保証債権（保証債務）の存在が、また、原告による返還請求権の存在が問題なのであって、

保証債務を支払うべき判決の存在により民法459条1項における「過失なく債権者に弁済すべき旨の裁判の言渡しを受け」という求償権の要件が具体化され、また、原告の返還請求訴訟が認容されることにより、当該売買が民法560条の他人物売買と評価され、民法561条による追奪担保責任が導き出されることになる。これが、まさに限定説における「訴訟の結果について利害関係を有する」ということである。

このように解するとき、参加的効力の制度の意味づけが明らかとなる。すなわち、保証事例・追奪担保事例ともに実際の紛争は三者紛争であり、そのうち債権者・保証人間、所有者・買主間の訴訟が係属している状況にあるとき、保証人や買主が紛争の中心に存在する主債務者や売主に訴訟告知をし、紛争を一挙に解決する必要性が高い。そして、訴訟告知にもかかわらず補助参加をしない主債務者や売主に参加的効力を及ぼす趣旨は、後に求償訴訟や追奪担保訴訟が控えていることが典型的・法律的に明らかな三者紛争にもかかわらず、参加をしなかった第三者に、民事訴訟における相対効の原則の恩恵に与らしめないためである。既判力の主観的範囲における相対効の原則によって、保証人や買主が不当に不利益になることを慮った制度ということになる。

その意味では、参加的効力の趣旨は、実体的な絶対効構成において保護されるべき保証人や買主が訴訟において二重の敗訴（二重負け）してしまうことのないように設けられた制度と評価することができる。これを実体的基準と呼ぶことも許されよう。ここに参加的効力の原点を置くことは重要であると考える。

(4) 訴訟告知制度の再構築に向けて

このように参加的効力の趣旨を補助参加の利益における限定説において理解することによって、訴訟告知制度の再構築に向けての課題が明らかとなる。すなわち、限定説・実体的基準によれば、訴訟告知による参加的効力の要件が独自に働くのではなく、先行する補助参加の利益の要件がすべてを決定する。それゆえ、択一的関係は、本来補助参加の利益自体が認められないこととなってくる。

しかしながら、たとえば多数の者が列車事故に遭ったような場合の損害賠償請求訴訟を観念するとき、被害者Aと被害者Bが提起する損害賠償請求訴訟は、それぞれが独立した訴訟であって、主観的併合訴訟となった場合でも通常共同訴訟に過ぎない。しかしながら、もし仮にAが訴訟を提起し、Bが補助参加の申出をしたとき、原告Aと被告は異議をもってBの補助参加を拒むことができるで

あろうか。たしかに損害賠償請求権自体はそれぞれに異なって発生するものではあるが、しかし、同一の事故から生じた損害である限り、その原因関係においてはBの補助参加を拒むことができないとする考え方も十分にありうところである。Bは、Aが受ける判決によって、自らが受ける判決を予測することができるからである。訴訟物が実体法上の論理必然に影響するわけではないが、訴訟法的に見るとき、補助参加それ自体を否定する必要があるかは問題である。ただ、この場合には、AとBとの関係において参加的効力が発生することはないし、その必要もないと言わなければならない。

同様に、択一的関係にある場合でも、補助参加しようとするものは、当該訴訟で被告とされたものが契約当事者であることが認定されれば、結果的に後の訴訟を案ずる心配がなくなるし、相手方当事者としても、契約の相手方が誰であるのかという紛争の中心の問題を1つの訴訟で解決することができる。

その意味で、なお、近時の通説（多数説）が採る訴訟物非限定説（非限定説）は、補助参加しようとする側の利益を捉え、訴訟的な視点からこれを肯定するものと評価することができる。訴訟法的基準である。この非限定説によるときの最大の障害が参加的効力の要件である。非限定節で用いられる補助参加の利益をそのまま参加的効力の要件にすることは、明らかに広すぎる結果となる。すなわち、補助参加をする段階で広く認める方向にある非限定説が、とくに訴訟告知の参加的効力において、補助参加しなかった者に対し拘束力が広く及んでしまうことになる結果を伴ってくるからである。端的に言えば、何故に参加せず別訴を提起することも可能である者に対して、訴訟告知をただで参加的効力を及ぼしうるのであるのか。これに対する処方箋を非限定説は持ち合わせていないのではないと思われる。

そこで、訴訟告知制度の再構築の初めとして、補助参加に2種類のものがあること、すなわち、実体的基準と訴訟的基準とに基づくものがあり、そのうち実体的基準にかかるものについてのみ46条・53条4項の参加的効力が認められるとする解釈論を提示するものである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

① 坂田 宏、既判力と確定判決の欺罔による取得（最判平成22年4月13日裁判所時報1505号12頁）、平成22年度重要判例解説（有斐閣）、査読無、2012、163-164

[その他]
ホームページ等
<http://homepage3.nifty.com/kaboliveland/kaken2011.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂田 宏 (SAKATA HIROSHI)
東北大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40215637

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし